

質問回答

1回目 令和7年4月21日掲載

2回目 令和7年5月1日掲載

番号に下線を記載

番号	質問項目	質問内容	回答
募集要領			
1	「鈴鹿市桜の森公園内飲食（薬膳）施設建設設計業務委託募集要項」の3ページ「3 参加者の資格要件」について。	「下記6（4）の資格審査の結果通知予定日までの期間」と記載がありますが、「5 応募手続き等のスケジュール」の「項目5 参加資格確認結果通知」の令和7年5月1日までと考えてよろしいですか？	お見込みのとおり「令和7年5月1日」までとなります。
2	「鈴鹿市桜の森公園内飲食（薬膳）施設建設設計業務委託募集要項」の3ページ「3 参加者の資格要件（1）鈴鹿市入札参加資格者名簿」について。	名簿に登録されていることとありますが、審査が完了していれば登録されているとみなされると考えてよろしいですか？ 名簿への登載が必要な場合、貴市は次の名簿登載時期が7月1日となっており、本プロポーザルに合わせて今から登録申請すると参加資格確認までに間に合いません。	すぐに登録申請いただいた場合「鈴鹿市入札参加資格者名簿」の登載時期が7月1日になりますので、申し訳ございませんが現段階で登録がない場合は参加資格要件に該当しません。
3	「鈴鹿市桜の森公園内飲食（薬膳）施設建設設計業務委託募集要項」の4ページ「5 応募手続き等のスケジュール（2）参加表明書の提出 ウ提出書類」について。	「管理技術者及び主任技術者の資格が確認できる書類の写し」とあり2名分が必要と読めますが、管理技術者が主任技術者を兼ねる場合、1名分の提出でよろしいですか？	お見込みのとおり、1名分になります。
4	「鈴鹿市桜の森公園内飲食（薬膳）施設建設設計業務委託募集要項」の4ページ「5 応募手続き等のスケジュール（2）参加表明書の提出 ウ提出書類」について。	建築士事務所登録通知書に開設者氏名及び管理建築士氏名として記載があれば、「所属がわかる健康保険証等」に含まれる（所属していると確認できる）と考えてよろしいですか？	お見込みのとおり、「所属がわかる健康保険証等」に含まれると見なします。
<u>5</u>	募集要項p.3参加資格要件	（1）鈴鹿市入札参加資格者名簿のうち、建築関係コンサルタントの登録はこれからの登録でも間に合いますでしょうか？	番号2と同じ。

番号	質問項目	質問内容	回答
<u>6</u>	募集要項p.3参加資格要件	建築士法第23条の規定による登録を受けていれば、個人事業主でも問題ないでしょうか？	問題ありません。
<u>7</u>	募集要項p.4提出書類	管理技術者及び主任技術者の資格が確認できる書類の写しの提出が求められています。主任技術者とは意匠・構造・電気設備・機械設備・積算などどこまでの提出が求められるのでしょうか？ また、提案者が個人事業主で建築士が1名のみの場合、管理技術者と意匠の主任技術者の兼任は可能ですか？	主任技術者の人数は特に決まりはありません。複数人設定いただいた場合は、それぞれの方の資格が確認できる書類の提出をお願いします。また、資格書等の写しには、どの部門の主任技術者か分るように注記をお願いします。 管理技術者と主任技術者の兼任は可能です。
<u>8</u>	募集要項p.5業務実績	前職の担当実績を業務実績一覧(様式5)に記載することは可能でしょうか？また、実績確認書類は建築雑誌の掲載情報や施設のリリース情報などでも問題ないでしょうか？	前職の実績でも可能です。実績確認書類は、様式5にある「施設名」、「構造・規模」及び「施設完成年月日」が分るものであれば問題ありません。
<u>9</u>	募集要項 2ページ 2(12)ア	その他施設整備に必要な費用とは具体的にどのようなことでしょうか。	施設整備発注に向けて必要な検討・調査や資料の作成などの費用になります。
特記仕様書			
<u>1</u>	CADデータの提供について		本業務での使用目的として「jww形式」での提供は可能です。必要な場合は、個別にご連絡ください。
<u>2</u>	特記仕様書 8ページ (キ)表2	厨房機器リストがありますが、建物本体工事費の中を含むと考えてよろしいか。	原則「建物本体工事費」に含まれますが、一部湯沸ポットなど小規模なものについては、什器・備品として扱うものがあります。これらの機器が配置できる計画として設計いただくこととなります。
<u>3</u>	特記仕様書 11ページ 4(3)	地質調査費はボーリング調査1ヵ所と考えてよろしいですか。	箇所数は、提案になります。施設の建築に必要な方法、箇所の調査をいただくこととなります。